

一般競争入札公告

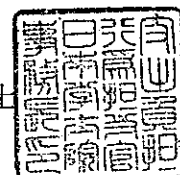
日本学士院において下記のとおり、一般競争入札に付します。

記

1. 競争入札に付する事項
 - (1) 件名 日本学士院庁舎における電力供給 一式
 - (2) 契約期間 平成25年11月1日から平成26年10月31日
2. 競争に参加する者に必要な資格
文部科学省競争参加資格（全省庁統一資格）において平成25年度に「物品の販売」又は「役務の提供等」のA、B又はCの等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
3. 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
担当係 日本学士院会計係
電話 03-3822-2101
4. 入札書の受領期限及び場所
 5. の開札日時及び場所に提出する。
5. 開札の日時及び場所
平成25年10月4日（金）11時00分
日本学士院庁舎3階 第2部部会室
6. 入札保証金 免除
7. 入札の無効
本公告に示した競争参加資格を有しない者のした入札及び入札の条件に違反した入札は無効とする。
8. その他
 - (1) 本件入札に関する必要事項については、入札説明書によるものとする。
 - (2) この一般競争に参加を希望する者は、入札書の提出時に、支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。
 - (3) 前項の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とするものとする。

平成25年 9月 4日

支出負担行為担当官
日本学士院事務長 上田 浩士



仕 様 書

1. 概 要

- (1) 件 名 日本学士院庁舎における電力供給 一式
 (2) 需要場所 日本学士院庁舎
 東京都台東区上野公園7番32号
 (3) 業種および用途 官公署（会議施設及び事務所）

2. 仕 様

(1) 供給電気方式等

- ①供給電気方式 : 交流3相3線式
 ②供給電圧（標準電圧） : 6,000ボルト
 ③計量電圧（標準電圧） : 6,000ボルト
 ④標準周波数 : 50ヘルツ
 ⑤電気方式 : 1回線受電
 ⑥蓄熱式負荷設備の有無 : 無

(2) 契約電力および予定使用電力量

- ①契約電力 : 常時電力 136キロワット
 （ただし、各月の契約電力（常時電力）は、その1月の最大需要電力
 と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。）

※参考（過去1年間の最大需要電力）

平成24年	8月	116kW	平成25年	2月	105kW
	9月	130kW		3月	106kW
	10月	111kW		4月	100kW
	11月	136kW		5月	101kW
	12月	101kW		6月	128kW
平成25年	1月	101kW		7月	86kW

- ②予定使用電力量 : 101,818キロワット時
 （月別の予定使用電力量は、別紙のとおり）

(3) 契約期間

自 平成25年11月1日午前0時 至 平成26年10月31日午後12時

(4) 電力量等の検針

- ①自動検針装置 : 有
 ②電力会社の検針方法 : 検針員による検針 又は 遠隔自動検針
 ③計量器の構成 : 電力需給用複合計器（通信機能付普通級）

(5) 需給地点

需要場所における甲の引込口配線と東京電力株式会社の地中引込線終端接続部口出線との接続点

(6) 電気工作物の財産分界点

(5) 需給地点に同じ

(7) 保安上の責任分界点

(5) 需給地点に同じ

3. その他

(1) 力率は、契約期間中100パーセントを保持する予定。

(2) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特にない。

(3) 非常用自家発電設備（150キロボルトアンペア）1台を有している。

(4) 各月の電気料金の算定方法において、基本料金の力率割引または割増、電力量料金の燃料費調整、太陽光発電促進附加金及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金については、関東管内の一般電気事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件（電気需給約款）に依るものとし、これに依りがたい場合は協議する。なお、入札価格の算定にあたっては、力率100パーセントとし、燃料費調整及び太陽光発電促進付加金は考慮しないこととする。

(5) 電力供給における料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。

①契約電力及び最大需要電力の単位は1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。

②使用電力量の単位は1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。

③料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。

④消費税額及び地方消費税額の単位は1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。

(6) 対価の支払いは、請求額を負担区分に応じて2回に分けて行うことができるものとする。

(7) この仕様書に定めのない供給条件については、関東管内の一般電気事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件（電気需給約款）等をもとに協議するものとする。